

令和3年1月8日

県外との往来に係る協力依頼について

本日から2月7日までの期間（緊急事態宣言発出期間）について

- 1 首都圏（1都3県）との不要不急の往来は控えてください。
 - 2 北海道、中部圏、関西圏、沖縄県など感染が拡大している地域との往来は慎重にしてください。
 - 3 県外者との会食や飲食は控えてください。
- ※ なお、いずれの地域についても受験などによる往来は除きます。
- ※ テレワークやオンラインを積極的に活用してください。